

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について（公告）

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第六条第五項の規定に基づく同意により
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更しましたので、同条第六項の規定に基づき公
告します。

なお、当該構想は、防府市役所産業振興部農林水産振興課に備え置いて縦覧に供します。

令和八年九月三十日

防府市長

池田

